

有料職業紹介事業に係る返戻金

## 返 戻 金

当社の紹介により就職した者が入社後 6 カ月以内に本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求者に返還する制度です。

- |     |                          |     |
|-----|--------------------------|-----|
| (1) | 入社後1ヶ月以内に雇用契約が終了した場合     | 80% |
| (2) | 入社後1ヶ月超3ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 | 50% |
| (3) | 入社後3カ月超6カ月以内に雇用契約が終了した場合 | 10% |

返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。

また、求人者の都合による退職・解雇の場合はこの返戻金制度は適用しません。

許可番号                      37-ユ-300156

---

事業所の名称及び所在地

株式会社H I T  
香川県高松市元山町1257番地1

---

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_